

平成 21 年 5 月 25 日  
株式会社 神明  
取締役社長 藤尾 益雄

## テレビ東京の報道に対する当社の見解

この度、テレビ東京で報道されました、豊田通商株式会社と弊社が出資しております廊坊豊福糧食加工有限公司が中国国内で「越光」と表記した製品を販売していた件につきましては、豊田通商株式会社と協議中ではありますが、現時点での当社の見解は以下のとおりでありますので、宜しくご理解のほど賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 まず、この度の報道で、コシヒカリをはじめとする日本のお米を愛する消費者の皆様やそのお米を生産する農家の方々、更にはJA等関係する皆様方をはじめとする多くの方々に多大のご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。
- 2 この度、報道されました会社は、豊田通商株式会社他 1 社が平成 6 年 11 月に中国で設立したものであり、弊社は、弊社のもつ精米技術と品質管理手法を活用することにより、同会社の製品の品質を向上させ、中国国内の市場に流通させることを目的として、昨年(平成 20 年)9 月に資本参加し業務提携したものであります。  
したがって、「豊田通商と米卸の神明は、5 年前から販売」との報道ではありますが、正確な報道ではなく、弊社は、その名称(越光)を使用しての販売端緒については知り得る立場にはありません。
- 3 同会社は、5 年前から、「大介マーク」で、「越光」「こしひかり」を表記したうえで、中国において生産された日本由来品種の米を買付、精米し、販売いたしておりました。  
しかしながら、この度の報道により、この米品種の普通・通称名称として用いた「越光」が、商標権の侵害ではないかとの懸念が生じました。これについては商標権を侵害するものではないと考えますが、このような誤解を招くことは、公司及び弊社の本意ではありませんので、本品の製造、販売を、5 月 18 日をもって中止いたしました。
- 4 なお、中国国内で商標登録されている商標権者が、日本国内(東京都世田谷区)の日本企業であることも、この度、初めて知った次第であり、日本固有の品種名を商標登録し、日本からの輸出を制約する行為は、問題あると認識しております。これら全ての事実関係について早急に調査するとともに現地の専門家に法的検討を依頼し、適切に対処してまいりたいと考えております。
- 5 弊社は、今後とも、経営理念であります「お米を通じて、素晴らしい日本の水田、文化を守り、おいしさと幸せを創造して、人々の明るい食生活に貢献します。」ことをお誓い申し上げ、日本のお米を愛する消費者や生産者の皆様方とともに行動してまいりたいと切に願っておりますので、宜しくご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

以上